

## 中間年評価のポイント

令和4年度は17市町村411協定（集落協定408協定、個別協定3協定）、2,499haで実施。

- ・農業生産活動等が適切であり、今後とも順調な取組が見込まれる協定は、402協定（99%）。
- ・農業生産活動等が行われているが、達成の度合いが低い協定は5協定（1%）あり、市町村による指導・助言等を行い、達成を目指す。

協定、市町村へのアンケート結果によると、本制度の効果は高く評価されている。

（本制度に取り組んだことによる効果）

- ・荒廃農地の発生防止
- ・水路や農道等の維持、地域環境の保全
- ・集落機能（寄り合いや行事等）の維持

等

集落戦略の作成に取り組んでいる協定は169協定。

- ・全体の協定農用地面積の約5割において集落戦略を作成予定。
- ・集落戦略の作成の効果として、多くの協定で「鳥獣害対策」について、意識形成がなされた。

大半の市町村が本制度の継続を要望。

協定の代表者や事務担当者が高齢化しており、活動の中心となるリーダーが不足しつつある。

- ・中堅若手の役員や事務担当者への採用に向けた養成を行うほか、広域化、事務委託による負担軽減を行う必要がある。

## 1. 中間年評価の目的・実施

中間年評価は、協定活動の実施状況の点検・評価、本制度の効果や課題を把握することにより、制度の趣旨を踏まえた適切な協定活動を推進するため実施する。また、結果は最終評価及び次期対策に向けた検討に資することとしている。

第5期対策（令和2～6年度）の中間年評価は令和4年度に、令和3年度までに本制度に取り組む全ての協定、市町村を対象に実施した。また、現在本制度に取り組んでいる協定、取り組んでいたが第4期対策までで廃止した協定、今まで本制度に取り組んでいない集落のうち、それぞれランダムで選ばれた協定等、及び本制度に取り組んでいる全ての市町村へ、本制度の効果や改善点などについてのアンケート調査を行った。

## 2. 本制度の実施状況（協定数・交付対象面積）

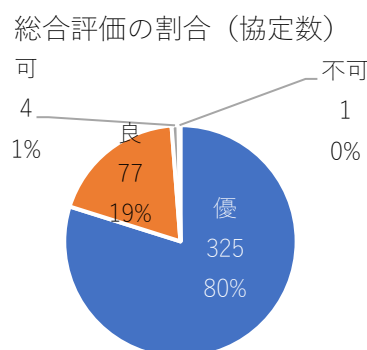
本制度は、令和2年度から第5期対策として実施しており、令和4年度時点の実施状況は、411協定（集落協定408協定、個別協定3協定）、協定農用地は2,499haとなっている。

## 3. 協定に定められた活動の実施状況

### （1）集落協定ごとの総合評価

- ・評価した集落協定のうち、「優」「良」と評価されたのは402協定（99%）。
- ・「優」と評価された協定は、協定数で8割を占めており、取組はおおむね順調に実施されている。
- ・一方、達成の度合いが低く、「可」と評価された協定は1%となっている。

注）中間年評価の実施以降に追加された新規協定が存在するため、令和4年度実施状況と協定数が合致していない場合がある（以下同じ）。



### （2）集落協定に定められた活動項目ごとの評価

- ・集落協定に定められた集落マスタープランの活動、農業生産活動等として取り組むべき事項については、9割以上が「目標以上の達成が見込まれる」「目標の達成が見込まれる」と評価されている。

取り組むべき活動項目毎の市町村評価

取り組むべき事項		取組	活動項目毎の評価結果（割合／協定数）				
			◎	○	△	×	計
必須事項	①集落マスタープラン	概ね5年間の具体的な活動計画	23% 92	77% 313	0% 2		407
	②農業生産活動等として取り組むべき事項等	耕作放棄の防止等の活動	23% 95	77% 312			407
		水路・農道等の管理	24% 99	76% 308			407
		多面的機能を増進する活動	23% 92	77% 313	0% 2		407
選択事項	③農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	集落戦略の作成見込み	30% 51	55% 92	15% 26		169
		集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況	33% 56	25% 42	41% 70	1% 1	169
	④加算措置	棚田地域振興活動加算	100% 5				5
		急傾斜農地保全管理加算	30% 25	80% 58			82
		集落協定広域化加算	67% 4	33% 2			6
		集落機能強化加算		100% 2			2
	生産性向上加算		100% 9			9	

注)「×」となった1協定について、市町村による指導により最終年までに目標達成が見込まれるため、返還は発生しない

(3) 個別協定

- ・評価した3協定のうち、全ての協定が「優」と評価されており、順調に実施されている状況である。

(4) 集落戦略を作成の評価

- ・体制整備のための前向きな活動として、集落戦略の作成に取り組んでいるのは169協定となっている。
- ・集落戦略の作成状況・作成見込みについては、おおむね8割以上の協定が最終年度までに作成が見込まれる。
- ・集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況については、おおむね6割の協定が最終年度までに作成が見込まれる。一方で、4割の協定は、最終年までの作成に不安があり、指導・助言等を行う必要がある。「指導・助言等」の内容については、「話合いによる活動内容の徹底」「目標達成に向けたスケジュール作成・管理等」「市町村・JA等の関係機関とも連携した活動の推進」などを挙げている。

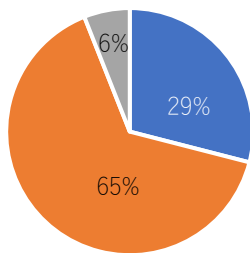
#### (5) 加算措置の評価

- ・棚田地域振興活動加算に取り組む協定は5協定で、全ての協定において最終年までに目標達成が確実に見込まれる。
- ・急傾斜農地保全管理加算に取り組む協定は83協定で、全ての協定において最終年までに目標達成が見込まれる。
- ・集落協定広域化加算に取り組む協定は6協定で、全ての協定において最終年までに目標達成が見込まれる。
- ・集落機能強化加算に取り組む協定は2協定で、全ての協定において最終年までに目標達成が見込まれる。
- ・生産性向上加算に取り組む協定は9協定で、全ての協定において最終年までに目標達成が見込まれる。

#### 4. 市町村における中間年評価結果

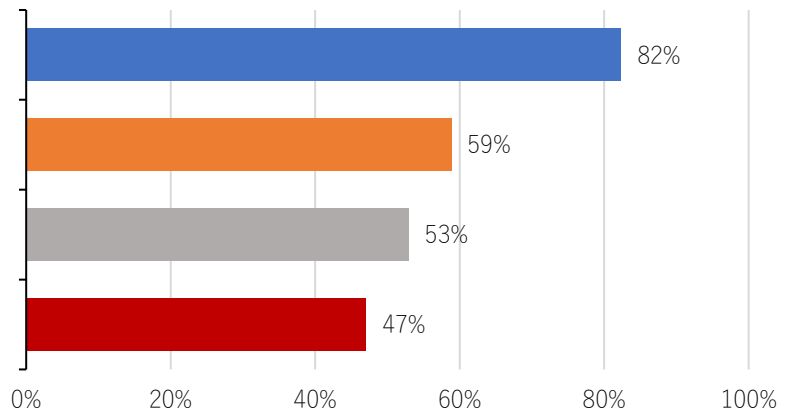
- ・大半の市町村において本制度を継続する必要があると評価している。
- ・本制度の改善点については、「事務負担の軽減」「必須活動の内容や協定活動期間（5年）の緩和」「集落戦略の内容の簡素化」などを挙げている。
- ・集落や農用地を維持するための支援や対策として、多くの市町村が「担い手確保」「鳥獣害対策」を挙げている。

本制度の必要性



- 継続する必要がある（現行制度維持）
- 継続する必要がある（制度を見直す）
- 制度を廃止しても構わない

本制度の改善点（複数回答）



- 協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減
  - 必須活動の内容の緩和
  - 集落戦略の内容の簡素化
  - 協定活動期間（5年間）の緩和
- （上位抜粋）

## 5. 中間年評価のまとめ

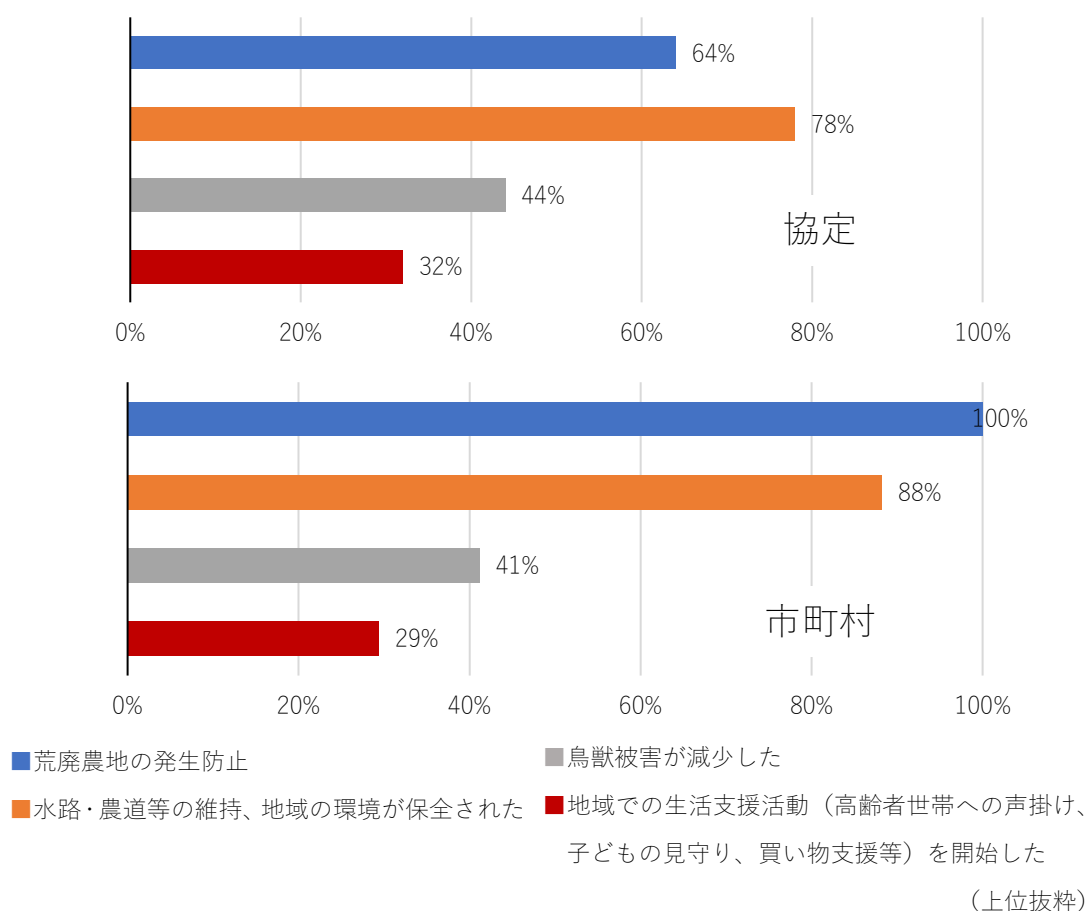
### (1) 協定に定められた活動の実施状況

- ・協定に定められた活動は、目標どおり活動が継続される見込みであることから、目標年度まで農業生産活動等が継続されることにより協定農用地は適切に維持管理され、多面的機能の発揮が維持・促進されることが見込まれる。

### (2) 耕作放棄の発生防止

- ・集落協定及び市町村に対するアンケート結果より、それぞれ6割、10割が本制度の効果として荒廃農用地の抑止を挙げている。一方で、第4期対策まで取り組んでいた廃止協定へのアンケートでは、本制度に取り組んでいた農用地の現在の状況について、荒廃した、及び作付けしなくなったと回答した協定がそれぞれ6割、7割を占めていることから、本制度に取り組むことで、耕作放棄の発生防止に効果を上げていると考えられる。

本制度に取り組んだことによる効果（複数回答）



### (3) 地域の環境保全等

- ・協定において、本制度に取り組んだことによる効果として、おおむね8割が「水路・農道等の維持、地域の環境が保全された」と評価している。また、「協定対象農用地以外の農用地の保全活動」「協定農用地に隣接しない農道・水路等の維持管理活動」をそれぞれ6割、5割の協定が現在実施している活動として挙げていることから、本制度に取り組む協定があることで、地域の環境保全や集落機能の維持につながっていると考えられる。

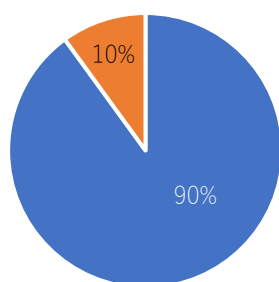
### (4) 集落戦略の取組

- ・集落戦略の作成に取り組んでいる集落協定は169協定あり、協定農用地面積の約5割を占めている。
- ・集落協定に対するアンケート結果より、集落戦略の作成の効果として、「鳥獣害対策」について意識形成が出来たと回答した協定が多い。

## 6. 課題とその解決に向けた取組

- ・次期対策について継続意向のある協定は9割を占めているが、「協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下」「活動の中心となるリーダーの高齢化」等の理由から、一部協定が廃止し、全体として協定数が減少すると見込まれている。高齢化や協定参加者の減少、担い手不足を補う取組体制の強化として、周辺協定との統合が難しい場合もあるが、協定活動を継続させるために、周辺協定と広域化を視野に入れて積極的に推進していく必要がある。

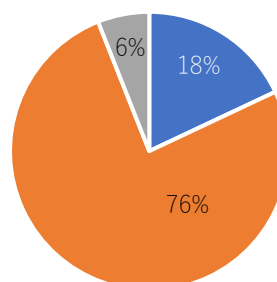
次期対策の継続意向



協定回答

■ 継続意向 ■ 廃止意向

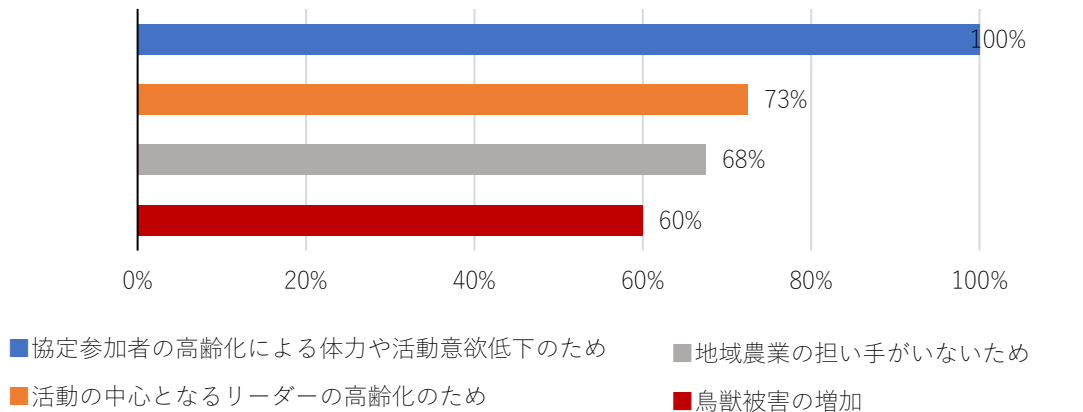
次期対策の協定数見込み



市町村回答

■ おおむね現状維持 ■ 若干の減少 ■ かなりの減少

協定廃止の理由（複数回答）



（上位抜粋）

- ・市町村に対するアンケート結果より、集落戦略の作成にあたり「話し合う場を設けることが大変」「話し合いをリードする者の確保」が難しいとの回答があった。高齢化が進んでおり、担い手の目途が立たず、将来像を考えにくいところも多くある。コロナウイルス感染症の影響で話し合う場が無かったこともあるため、最終年度に向けて集落戦略の作成が完了するよう、指導・助言等を引き続き行う必要がある。また、話し合いの場には協定参加者だけでなく、集落の住民や関係組織の担当者等の参加を推進することで、話し合いが活発になると考えられる。
- ・中山間地域等では土地条件に加え、人口減少や高齢化の進行、鳥獣被害の拡大など厳しい状況に置かれているが、大部分の市町村では、本制度の継続を望んでおり、本制度を活用しつつ、地域の農地等を保全していく意欲を持っている。市町村に対するアンケートにより、農村 RMO の推進について現時点では進める予定はないという回答が多い結果となっているが、本制度を継続していく上で、農村 RMO の取組は有用であると考えられる。

## 7. 中間年評価に対する第三者機関の評価

多くの協定で順調に実施されている一方で、指導・助言等が必要な協定もあるため、協定の状況に応じた指導・助言等が必要であるとの意見があった。また、本制度は農地の荒廃抑止や周辺環境の保全等に寄与しているとの評価があり、必要性は非常に高いが、今後も続けていけるよう関係機関の連携及び高齢化・担い手確保等の対策をとる必要があるとの意見があった。